

住民監査請求の結果について

浜松市監査委員は、令和 6 年 4 月 3 日付けで収受した住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果、次のとおり決定し、5 月 27 日付けで請求人に通知した。

1 請求の内容

(1) 請求人 A 氏

(2) 請求の対象

新型コロナウイルス感染症対策用のワクチン接種に伴う令和 3 年度から令和 5 年度までの報酬（計 5,825,253,893 円。以下(3)において「本件報酬」という。）の支出

(3) 違法又は不当とする理由

本件報酬の支出は、憲法、予防接種法、地方自治法、地方公務員法等に反する。

- ・ 予防接種法について、医師等が患者に対して説明を行わないまま接種を行っており、違法
- ・ 地方自治法について、上記の違法な接種に関して報酬を支払う違法な事務の処理は、無効
- ・ 地方公務員法について、職員が上記の違法な状態を放置し、そのままにしており、違法

(4) 監査委員に求める措置

- ・ 支出した全額の返還請求をすること
- ・ 同じような予防接種法違反が、100%起きないように、健康増進課が対策を講じること
- ・ 講じないのなら、名と不一致の「健康増進課」の看板を取り下げ、虚偽表記を改め、名と行為が一致する「健康後退課」又は「健康阻害課」とすること
- ・ 監査委員は、地方自治法に認められている調査権を最大限行使し、適切に、公正かつ不偏な、どの浜松市民が聞いても納得できる監査を実施すること

2 監査結果

報酬及び委託料の支出から 1 年が経過している部分については地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 2 項の要件を満たさず、不適法であると認めるため却下する。

また、報酬及び委託料の支出から 1 年が経過していない部分については、理由がないと認めるため棄却する。

3 監査委員の判断（要旨）

(1) 報酬及び委託料の支出から1年が経過しているものについて

- ・自治法第242条第2項本文では、財務会計上の行為について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」、同項ただし書では「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。
- ・本件請求には当該請求書の収受日において既に1年を経過している日以前にされた支出が含まれているが、正当な理由が示されていない。
- ・よって、本件請求書の収受日において既に1年を経過している令和5年4月2日以前にされた報酬及び委託料の支出に係る請求は、自治法第242条第2項の要件を満たさず、不適法である。

(2) 報酬及び委託料の支出から1年が経過していないものについて

- ・予防接種実施規則第5条の2第1項では、「予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない」旨が規定されている。
- ・本件ワクチン接種は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく臨時に行う予防接種として、第1号法定受託事務と規定されている。これに係る処理基準として、『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き』が国から各市町村長等に発出されている。
- ・市町村長等は処理基準である当該手引きに基づいて事務を処理することが法律上予定されている。当該手引きでは、説明方法について説明書を被接種者に事前に送付した上であらかじめ確認を促す方法や、当日接種会場において当該説明書を用いて説明を行う方法が考えられる、とされている。
- ・集団接種及び個別接種では、ワクチン接種の対象となる市民宛てに新型コロナワクチンの説明書、予診票等を事前に送付することにより予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について確認を促し、予診票により同意を得たうえで実施されている。これは、予防接種法、予防接種実施規則及び手引きの規定に反するものではなく、同法上違法又は不当な点は認められない。
- ・以上から、同法に定める手続により実施していないことを理由とする、憲法、地方自治法、地方公務員法等に反し無効又は違法であるという主張については理由がない。

(3) その他の点について

- ・その他の点においても、報酬及び委託料の支出について違法又は不当な点は認められない。